

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護係
内線番号	4748

No.	項目	内容
①	処分名	地域医療連携推進法人の認定
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第70条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第七十条 次に掲げる者(営利を目的とする事業を営む者を除く。以下この章において「参加法人等」という。)及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(以下この章において「病院等」という。)に係る業務の連携を推進するための方針(以下この章において「医療連携推進方針」という。)を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域(以下「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県(当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県)の知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人</p> <p>二 医療連携推進区域において、介護事業(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。)その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において同じ。)の構築に資する事業(以下この章において「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人</p> <p>三 医療連携推進区域において、病院等を開設する者(法人を除く。)</p> <p>四 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者(法人を除く。)</p>
⑦	審査基準	●地域医療連携推進法人制度について (平成29年2月17日 医政発第16号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)標準処理期間を設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護係(075-414-4748)
⑬	備考	当該申請については、京都府医療審議会に諮問する必要があります。 事前に、担当まで相談願います。